

以下は、インターネット上からダウンロードできる厚生労働省作成の資料（『知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識』）を使いながら行った労働法に関する授業（2014年5月19日）に対して、学生から提出されたレポートの一部分（彼らのアルバイト体験に関わる記述。全員分ではなく特徴的なケース）を切り貼りしたものです。学校関係者はもちろんのこと、労働組合関係者そして政治・政策に携わる方々に、労働法や労働組合を学生・若者に伝える必要性を感じていただければと思つてまとめました。

## 学生アルバイトにみられる問題

### ——ある日の授業のレポート課題より

川村雅則（北海学園大学准教授）

<http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/index>

◆1◆私は今までに2つのバイトを経験している。しかしどちらともこういった書面をもらっていなかった。そして1つ目のバイト先では労働条件が悪すぎた。

出勤時間になっても人件費削減で1時間から2時間の待機は当たり前であった。もちろんこの時間に賃金は発生していない。そして出勤しても1時間くらいで30分程度の休憩に入れられた。

最もあり得ないのは、ラストの閉店作業をしても勝手に勤怠が切られており30分くらいは無賃労働となっていたことだ。

ここのお店では、仕事ができるようにならなければあまり働かせてもらえず、無賃労働をし、仕事を覚えることを強要されていた。

◆2◆アルバイトで不満を感じることもあり

ました。それはタイムカードを切ったあとのサービス残業です。

何回もあったわけではありませんが、ある日の残業時間が3、4時間くらいだったときもありました。その次の日が大学の講義があつてかなりつらかった記憶があります。時間外労働でもつらく感じるのに、残業手当も出ないのでさすがに不満を感じました。

また8時間を超える労働には少なくとも60分の休憩を勤務時間の途中に与えなければならぬと労働基準法に定められていますが、30分の食事休憩と15分の休憩という計45分の休憩のときが多々ありました。

◆3◆私は大学1年の夏にアルバイトを始めた。アルバイト先は新しくできた店舗だったため、オープニングスタッフとして採用され、

研修期間扱いで業務が始まった。

週 4 日程度の勤務を希望したが、私は週 2,3 日だった。他のアルバイトには週 4,5 日の人も何人かいた。希望の日数は伝えてもシフトは全てオーナーが決めるということだ。

勤務日数に差が出てくると、当然仕事の能力にも差が出てきてしまい、自分はどんどん置いていかれて、ついには働き始めて 1 か月半程度で解雇を命じられた。その解雇の伝え方は単純なもので、仕事を終えて帰る支度をしていて時に突然、今日までということ伝えられた。

私はその時、アルバイトで研修中だったから仕方ないとか、なぜ最初から必要以上の人数を採用したのかなどの疑問や苛立ちを持ちつつも、渋々辞めることになった。ちなみに、この研修期間中に一緒に入った 2 人の同僚も辞めさせられていた。

◆ 4 ◆ 授業中に年次有給休暇の話が出た時、アルバイトでも有休が取れることに驚きました。今まで働いてきたいくつかのバイト先でそんな話は全く聞いたことがありませんでした。

バイト先も有休を取らせると面倒でしょうし僕も有休なんて取れるとは思っていませんでした。授業中に有休を取れると言っていたのは全国の大型小売店でバイトをしている学生だったので納得しました。

僕はずっと居酒屋でバイトしているので有休なんて考えたこともありませんでした。今度店長に聞いてみるか、雇用契約書を見直し

てみたいと思います。

◆ 5 ◆ 契約時に結んだ労働時間は 5 時間であったはずだが、6 時間半前後になっているという点においては些か不満に思うところもある。

そのお陰で賃金は毎月それなりに入るものの、5 時間労働だからと思ってこのバイトを選んだ面もあることを考えると釈然としない。今はなんとかこなせてはいるが、〔続けるのが〕厳しいようであればこのことについて変更要求も考えていきたいところではある。

◆ 6 ◆ 以前居酒屋で働いていたときの労働契約書は、紛失してしまいました。

今回の授業で感じたことは、労働契約書の重要性です。労働契約書はトラブルが起きたときに必ず必要になるものだと思います。今までは、労働契約書に目も通さずにサインをしていましたが、これからは、自分が不利にならないようにしっかりと熟読したうえで契約を結ぼうと思いました。

◆ 7 ◆ 面接で、どのくらいの頻度で出勤するつもりなの？と聞かれたので、週に 4 回ぐらいと言ったら、結構働く気があるんだねと言われて、その場で採用になった。

しかし、いざ働いてみると話が全然違い、夏になれば週 6、7 は当たり前だし、一日 40 時間なんてのはあってないようなもの、休みなんかないも同然であったし、テスト前は休みみたいと面接のとき伝えたはずなのに 3 時間

だけ出られない？とか連絡が来る。それが不満でやめていく人も何人も見てきた。

とても残念だがこんなところでバイトしていれば就職したときにはある程度のことは対応できるのではないかと前向きにとらえている。[関係者には、この発想の怖さにご理解をいただきたい——川村]

◆8◆私は前に塾講師の仕事をしていました。

給与は1コマ90分で1500円です。時給にすると1000円ですが、授業準備や生徒の見送り、保護者に渡す記録をつけ、仕事が終了します。授業に当てている時間の他に1時間は使っていますが、この時の給与は発生しません。

初めてのバイトだったので、塾がこういう制度であることを実際に経験してから気づきました。契約書には「授業前には軽く準備を、授業後には生徒の評価をお願いします」とだけ書かれていました。これだけじゃわかんないなあ、とも思いました。

そしてもう一つの不満が、一か月に一度の会議の存在でした。授業が入ってなくても決められた日に塾へ出向き、1時間の会議に出席しなければならないということです。休むことは禁止され、休んだ場合はシフトを決める際後回しにされたりする、とのことでした。契約書には「サービス向上の為、月に1度程度職員会議をします」とだけ書かれていました。

このように、契約書や就業規則をしっかりと読まなければ損や失敗をします。

◆9◆私は今月の始めまで、7ヶ月間居酒屋でアルバイトをしていた。

面接では時給や仕事内容などの説明が軽くされただけだった。給料日などの詳しいことは同じ大学の先輩から聞いた。その先輩も新人のころは、やはり先輩から聞いたと言っていた。そのとき私達は笑っていたが、よく考えると、大事なことについてちゃんと説明をしないのは、労働法的に問題があるのではないかと後になって思った。

実際、100時間の労働で研修期間が終わると聞かされていたが、私は7ヶ月間で100時間以上働いたがずっと研修期間のままだった。証拠となる労働契約書がなかったため、社員に聞くこともできなかつたし、書面がないため言い逃れされるかもしれないと思言えなかつた。

◆10◆私は個人経営の居酒屋でアルバイトをしていました。

そこでは6時間を越える勤務で休憩がないということが多々ありました。また週3日勤務のはずが週5日勤務になったり、終電までの勤務のはずが終電を過ぎることもありました。給料も分割で支払われていました。

休憩がないのは忙しいから、残されるのも人が少ないから、と諦めていましたが、それはおかしいことでした。

◆11◆求人情報には週3~4日、シフト制と書いてあったが、始まってみれば、平日の出勤

曜日を固定され、土日は強制出勤という形になった。テスト前なども基本的に出勤させられている（休みは貰えないが出勤時間を短くするという、多少の配慮はしてもらっている）。

労働時間の面では、出勤時間は決まっているが退勤時間は決まっていない。5 時間であることもあれば、10 時間働くこともある。その日の退勤時間は、出勤してお店の混み具合で決まる。

8 時間を超える場合は 60 分の休憩を与えないといけないとあるが、10 時間働いた時もまとまった休憩はなく、暇を見つけて休憩するといった形であった。

◆12◆法定時間を超えて働いた割増賃金は正社員にしか与えられないという固定観念があった。

コンビニでアルバイトをしていた時だが、朝のスタッフがよく遅刻をしていた為、[代わりに自分の] 7 時退勤が 8 時退勤になることはよくあったが、時間外手当として支給されていたのは 170 円 [1 時間で?] という、どこから計算したら出てくるのか分からない金額であった。

店長から、もう少しだけ出て欲しいと言われていたり、時間外労働について謝ってくるならまだしも、残業代を出したから当たり前のように働かされた。不満はあったが立場上、言えずにいた。単純に計算しただけでも月 10 時間は働いており、残業代 170 円はあまりにもかけ離れていた。

他のスタッフにも、退勤カードを押してか

ら店の片付けや季節のイベントの飾り付けなどを強制的に参加させていた。

◆12◆昔アルバイトをしていた時、最初に契約をしました。

でもそのときは初めてのアルバイトだったのでなにがなんだかわからずにとりあえず必要事項を書いて店側に提出するというものでした。今にして思えば結構危険なことをしていたのではないかと思います。ちゃんと契約内容も見ずにその内容に合意したということですから、どんなことを言われてもこちらが合意したということなので文句は言えません。学生のアルバイトでちゃんと契約内容を確認している人は果たしてどれだけいるのでしょうか。

◆13◆近所の飲食店でアルバイトをしていた。

個人経営のお店で、とてもアットホームな雰囲気があり、従業員は私を含めて 5 人ほどの小さな店であった。簡単な面接が行われ、給料が手渡しであること、労働時間の説明が口頭でされ、次の日から働くことになった。

勤務を始めて 1 か月が経ったころ、給料を渡されていないことに気付いた。というより、面接時に説明がなく、いつ渡されるのかわからない。とはいえ、オーナーさんに「給料をください」とは言えなかった。私より前から働く従業員に聞いたところ、「給料日がいつなのかわからない」とのこと。

しかも、何とかもらえた給料には給与明細が入っていなかった。別の従業員の給料にも

給与明細はないという。きちんとした給料日に給料は支払われず、給与明細も存在しない、今思えばブラックな企業だったと思う。

◆14◆私は月～土曜日まで学校があるので〔バイトの時間帯は〕朝9時から16時までですが、日曜日は朝9時から深夜1時まで働くことが日常茶飯事になっている。

フリーターや社員はこれが週5～6日続くのである。私は賃金さえ払ってもらえればいいと思っているが、不満を持っている人も多い。

また深夜労働の賃金は25%増しであるという規定を知らない労働者も多いように思う。居酒屋でアルバイトをしていたときは深夜労働の割り増しが100円しかつかずに驚いた。他のアルバイトの人たちはそれが当たり前かのように働いていたが、私はすぐにこの会社を辞めた。

◆15◆私はチェーンの飲食店(6ヶ月)、カラオケ店(1年)でアルバイトをしていた。

労働契約の禁止事項の、「労働者が労働契約に違反した場合に違約金を支払わせることや、その額をあらかじめ決めておくこと」を知って驚きました。私のアルバイト先では、フードのストックが注文された量と違ったり調理ミスなどがあると、買い取りになったり、レジの金額が合わないと、担当した人やその時間帯で、ロス分を払わなくてはならない決まりだったので。

また、法定労働時間を超えて働いても、ア

ルバイトは、時給分は支払われていましたが、割り増しはありませんでした。

◆16◆労働契約の禁止事項の一つとして、労働者が労働契約に違反した場合に違約金を支払わせることや、その額をあらかじめ決めておくといった内容がある。

私が高校生だった頃にアルバイトしていた居酒屋では、コップやお皿など備品を壊した場合の弁償金の額が、種類や用途に応じて細かく決められ紙にまとめられていた。

◆17◆風邪をひいて休みたいと連絡したときに、代わりの人を探してもらわないと休めないとわれ、結局代わりの人が見つからずマスクをして少しふらつくなか出勤したことがある。

まだこれは当日に風邪をひいてなった場合なので仕方がないかもしれないが、1ヶ月前から休みたい日を指定していたのにもかかわらずシフトに組まれ、前から休みを指定していたと伝えても、「じゃあ代わりの人を探してください」とわれ、なかなか休みが取れないのである。このときは代わりの人を見つけることができたのでなんとか休むことができた。

◆18◆労働契約の禁止事項として、「労働者が労働契約に違反した場合に違約金を払わせることや、その金額をあらかじめ決めておく事」という項目がある。

私のアルバイト先では、「グラスを割ったら

罰金 100 円」など、見えるところに張ってあり、(それが実施されたことはないが) 禁止事項と知っていたなら忠告出来たのに、と思った。

◆19◆私は過去 2 回アルバイトをしているが、そのうち 1 度は書面での契約は行われず口頭での説明だった。

実際に勤務する中で、説明にあった休憩時間が取れなかったり、残業代が発生するはずなのに退勤時間が過ぎて仕事をしていても、給与明細を確認すると残業代が反映されていなかったりということがあった(現在そのアルバイトは辞めている)。

これらの経験から、労働法についてもっと早く学んでおけばよかったという後悔と同時に、労働法の重要性について改めて痛感した。

◆20◆自分はコンビニのアルバイトをしています。

レジ閉めをするときに違算が出れば使っていたアルバイトが自分の財布から出すなどの決まりがあります。自分はこれで今までいくらのお金を店に払ってきたかわかりません。

僕の働いてる時間は朝の 8 時から昼の 13 時までで、朝のピークと昼のピークがありとても混雑します。その混雑したレジを人間が手作業で行うのだから、多少のミスが出るのはしかたないことなんじゃないかと、レジの違算を自分が払うことに疑問をもっていました。これが禁止されていると知れて良かったです。